

伊勢崎市個人番号カード利用条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 1 号

伊勢崎市個人番号カード利用条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 1 8 条の規定に基づく個人番号カードの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第 2 条 法第 1 8 条第 1 号に規定する条例で定める事務は、タクシー活用事業に関する事務とする。

(利用手続)

第 3 条 個人番号カードの交付を受けている、又は受けようとする者で、個人番号カードを利用して前条に規定する事務に係るサービス（以下「サービス」という。）の提供を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に対し、利用申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者の個人番号カードに、サービスの提供に関し必要な情報を記録するものとする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 22 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

- (9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 2 中第 15 項を第 16 項とし、第 7 項から第 14 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の伊勢崎市市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」

とする。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 7 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 23 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 4 号

伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 7 年伊勢崎市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「(伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。))が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に、「伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)」を「運営協議会」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項第 3 号中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

(伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 25 号

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 32 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 45 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 48 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 27 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 26 号

伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅設置条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊勢崎市赤堀草倉住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。